

## 株式会社 五條市青ネギ生産組合(認定農業者・農業生産法人)

### 1. 農地中間管理事業の進め方

	①各市町村・各地域の人・農地の状況の把握からのアプローチ
○	②公募に応募した受け手のニーズへの徹底対応
	③農業法人等の分散農地の交換による集約化ニーズへの徹底対応
	④基盤整備(簡易整備を含む)からのアプローチ

### 2. 地区(五條市犬飼町・二見)の概要

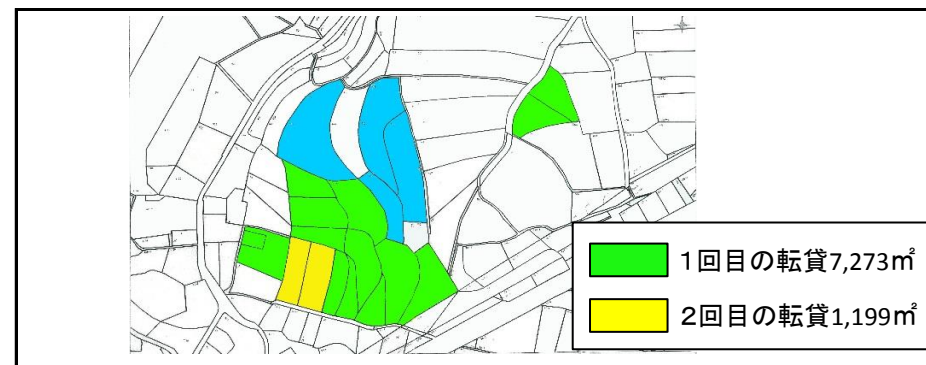
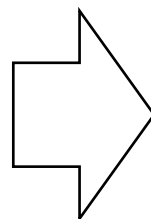
- ・中山間部の水田地帯
- ・水はけの良い水田を利用して青ネギの生産・カットネギ加工・販売に取り組む

### 3. 機構の活用のイメージ(農地利用図)



#### 活用前(現在)

- ①機構から転貸を受ける担い手の経営面積: 1.4ha
  - ②機構から転貸を受ける担い手が利用する団地数: 5箇所
  - ③機構から転貸を受ける担い手が利用する団地の面積: 0.29ha
- ※ 団地: 連続して作付けができるほ場



#### 活用後(平成27年度)

- ①機構から転貸を受けた担い手の経営面積: 2.3ha
- ②機構から転貸を受けた担い手が利用する団地数: 6箇所
- ③機構から転貸を受けた担い手が利用する団地の面積: 0.38ha

### 4. 機構の活用に関しての創意工夫があれば、記載して下さい。

市町村農地マネジメントチーム(市・県農林振興事務所・機構)で借受希望者に対応することで、従来経営農地の隣接での規模拡大の意向や今後の貸借希望地域の把握に努めるなど、受け手のニーズを細かく聞き取りするとともに、地域の農地所有者(出し手)に対し、公的機関が入る安心感を醸成することができ、スムーズな農地の貸借につながった。また、一部の耕作放棄地においては、サポートセンターの独自事業である耕作放棄地再生事業を活用し、解消後、転貸を行った。引き続き、隣接農地の掘り起こしを行い、さらなる農地の集積を進める予定。